

議案第31号

上越市児童館条例の一部改正について

上越市児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅 淳一

上越市児童館条例の一部を改正する条例

上越市児童館条例（昭和46年上越市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表諏訪児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。